

することとなる。

### **(3) 他の行政庁への権限の委任以外で、複数機関が関与する場合**

- 一つの業務に複数の機関が関与する場合とは、例えば奨学金に関する事務のために、独立行政法人日本学生支援機構のみでなく、奨学生の推薦等を行う大学等（高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学院）においても特定個人情報ファイルの取扱いに関与する場合などをいう。
- このように、一つの業務に複数の機関が関与する場合にも、特定個人情報ファイルの保有者が、情報保護評価を実施することとなる。

多くの場合においては、当該業務を主体的に行う機関が、特定個人情報ファイルの保有者に該当すると考えられ、そのような場合は、当該業務を主体的に行う機関が、全体として情報保護評価を実施し、その他関与する機関は、情報保護評価を実施する必要はないものと考えられる。

しかし場合によっては、当該業務を主体的に行う機関が特定個人情報ファイルの取扱い実態及びリスク対策を把握・検討できる立場になく、当該業務を主体的に行う機関のみでなく、関与者においても特定個人情報ファイルを保有する場合も考えられる。

そのような場合は、**業務・システムの単位で一本の情報保護評価書を作成することを原則**とし、**当該業務を主体的に行う機関では責任を持つことができない部分については、他の機関において情報保護評価書に記載**し、当該業務を主体的に行う機関が情報保護評価書を取りまとめることが考えられる。

なお、場合によっては、当該業務を主体的に行う機関が情報保護評価書を取りまとめることが困難な場合も考えられるため、その場合は、必ずしも業務・システムの単位で一本の情報保護評価書を作成するのではなく、それぞれの機関で情報保護評価を実施することも考えられる。

ただし、一つの業務を遂行するに際して、複数の機関で特定個人情報ファイルを保有する場合に、それぞれが情報保護評価を実施するとすれば、情報保護評価が分散化し、特定個人情報ファイルを保有する業務・システムの全体像がかえってわかりにくくなることが考えられるため、できる限り、一つの業務については一本の情報保護評価書とすることが望ましい。

- なお、上記は、他の機関が受託者ではない個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者などとして特定個人情報ファイルの取扱いに参与する場合について当てはまるものであり、委託によって他の機関に事務の一部を実施させている場合は、委託元が情報保護評価を実施した上で、情報保護評価書の委託に関する項目に、当該委託について記載をすることとなる。

#### (4) 複数の機関における共通のシステムの利用

- 地方公共団体では、中間サーバや援護システムのように、特定個人情報ファイルを取り扱うITシステムの一部又は全部を、国などにおいて調達し、かかるITシステムを利用して、特定個人情報を取り扱う業務を遂行している例がある。

- 上記の通り、情報保護評価の実施者は、特定個人情報ファイルの取扱い実態及びリスク対策を把握・検討できる立場にある必要がある。

(4)の場合、情報保護評価は、システムの設計・開発等の調達を実施した国等の側が把握・検討すべき部分と、業務を遂行する地方公共団体等の側において把握・検討すべき場合に分けられると考えられる。そこで、システムの設計・開発等の調達を実施した側が把握・検討すべき部分については、調達を行った側が情報保護評価を実施した上で、それ以外の部分については業務遂行者が情報保護評価を実施していくことが考えられる。どのようなシステムがこれに該当するか、また調達を行った側が実施すべき部分はどの部分かなどの詳細については、追って、委員会より示されることが考えられる。

#### (5) 特別地方公共団体

- 一部事務組合や広域連合等の特別地方公共団体は、普通地方公共団体の事務を共同処理するために組織される。特別地方公共団体と普通地方公共団体のどちらが、情報保護評価を実施すべきかについては、事務の実施権限を有する特定個人情報ファイルの保有者がどちらであるかに依ることとなる。
- 例えば、後期高齢者医療広域連合が、番号法第9条第1項・別表第一の第59号の事務（高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの）を実施するために、後期高齢者医療広域連合が特定個人情報ファイルを保

有する場合のように、特別地方公共団体が事務を実施する権限を有する場合は、特別地方公共団体が、情報保護評価を実施しなければならない。

- 一方、普通地方公共団体が事務を実施する権限を有しているものの、事務について、特別地方公共団体に事務委託している場合は、普通地方公共団体が情報保護評価を実施しなければならない。その際、特別地方公共団体への事務委託は、情報保護評価書中の「委託」の欄に記載することとなる。

## 第4 情報保護評価の評価対象

### 1 総論

- ①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、及び②特定個人情報ファイルの取扱いについて重要な変更を加えようとするときは、事前に、情報保護評価を実施するものとする。なお、②の「重要な変更」については、後記第5の2を参照されたい。
  
- 全ての特定個人情報を情報保護評価の対象とすることも考えるものの、非常に少量の特定個人情報（例えば、職員一人の個人番号と一か月あたりの共済組合掛金）を保有した場合であっても、全て情報保護評価の対象とするのは、情報保護評価制度の目的（前記第2の3）にも沿わず、また情報保護評価にかかるコスト・作業量に鑑みれば、全てを対象に取り込もうとすると、逆に情報保護評価が形式化・形骸化するおそれがあるとも考えられる。
  
- 各機関にとって利便性の高い情報は、それが検索でき、必要なときに抽出できたり、他の情報と結合することができたりするものといえ、また、これらの情報は、管理が適切に行われなければ個人のプライバシーを侵害するリスクが高いと考えられる。
  
- そこで、プライバシー等に対する影響やリスクが考えられる、「検索性」を有する特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システムを情報保護評価の対象とする。ただし、特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システムであっても、義務付け対象外となるものもあり、その点については後記4を参照されたい。

### 2 評価の単位

- 個別の業務・システムにおいて、特定個人情報ファイルを適切に取り扱っていることを評価するものとする。
  
- 基本的には、番号法の別表第一に記載されている事務ごとに評価する。ただし、別表第一の項ごととすると、一つの評価書に多数のシステムを記載しなくてはならず、別表第一の項ごとでは評価書の記載が困難な場合や、別表第一の複数の項をまとめて記載した方がわかりやすい場合などは、別表第一の事務を分割又は統合した事務で一つの評価書を作成する。

- また、別表第一に記載のない業務・システムについても、特定個人情報ファイルを保有する場合（地方公共団体情報システム機構の付番システムや地方公共団体の保有する住基システム、地方公共団体が条例で定める独自事務等）、それらの業務・システムについても情報保護評価を実施する。
- 同一機関内における共通システム（地方公共団体の宛名システムの様な既存番号と個人番号の対照管理システムや中継サーバ、その他各業務で共通的に利用するシステム）については、それぞれの業務・システムの一部として情報保護評価を実施するのが原則である。ただし、インターフェイスシステムや中間サーバは、この限りではなく、その評価については、追って委員会より示されることが考えられる。

### 3 特定個人情報ファイル

#### (1) 番号法上の定義

##### ア 行政機関における特定個人情報ファイル

- 行政機関における「特定個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって、個人番号をその内容に含むものをいう（番号法第2条第8項及び第4項）。

##### イ 独立行政法人等における特定個人情報ファイル

- 独立行政法人等においては、独立行政法人個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって、個人番号をその内容に含むものをいう（番号法第2条第8項及び第4項）

##### ウ 行政機関及び独立行政法人等以外の機関が保有する特定個人情報ファイル

- 行政機関及び独立行政法人等以外の機関（地方公共団体や民間事業者など）が保有する「特定個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって、個人番号をその内容に含むものをいう（番号法第2条第8項及び第4項）。
- つまり、個人情報保護条例において「特定個人情報ファイル」に該当する定義が設けられていない場合であっても、条例改正をせずとも<sup>11</sup>、番号

<sup>11</sup> したがって、情報保護評価を実施するために、地方公共団体において条例改正を行う必要はない。もっとも、情報保護評価について、番号法に定められたもの以上の措置を当該地方公共団体等に義務づけるような場合は、上乘せ条例あるいは横出し条例として、条例

法及び個人情報保護法に基づき、地方公共団体及び地方独立行政法人に対し、上記の「特定個人情報ファイル」に対する情報保護評価の義務付けが課せられることとなる。

## エ 特定個人情報ファイル小括

- 上記の通り、特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む(※)個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいい、個人情報ファイル又は個人情報データベース等の定義は、一般法に基づくものであり、番号法独自の定義ではない。

(※)個人番号をその内容に含むという点に関する解釈は後記(2)を参照。

- したがって、個人情報ファイル又は個人情報データベース等の定義・解釈は、一般法通りとなるが、情報保護評価の対象把握のために、個人情報ファイル又は個人情報データベース等に該当するものを、以下に例示する。
- 個人情報ファイル又は個人情報データベース等は、①電子計算機用ファイル<sup>12</sup>と②手作業処理用ファイル<sup>13</sup>から構成される。

①電子計算機用ファイルは、ITシステムで保有されるファイル（例えば、データベース。以下、システム用ファイルという。）の他、Accessファイルや表形式に整理し個人番号の列を設けたExcelファイル（以下、その他電子ファイルという。）などを指す。電子ファイルであれば全てこれに該当するものではなく、Excel や Word で決裁書を起案し、かかる決裁書中に個人番号が含まれている場合などのように、文字列検索を行わなければ個人番号を検索できるようになっていないものについては、これに該当しないと解される。

②手作業処理用ファイルとは、索引・目次などが付された紙ファイルなどが、これに該当すると解される。

---

を改正等することも考えられる。

<sup>12</sup> 行政機関個人情報保護法第2条第4項第1号若しくは独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項第1号に規定する個人情報ファイル又は個人情報保護法第2条第2項第1号に規定する個人情報データベース等を指す。

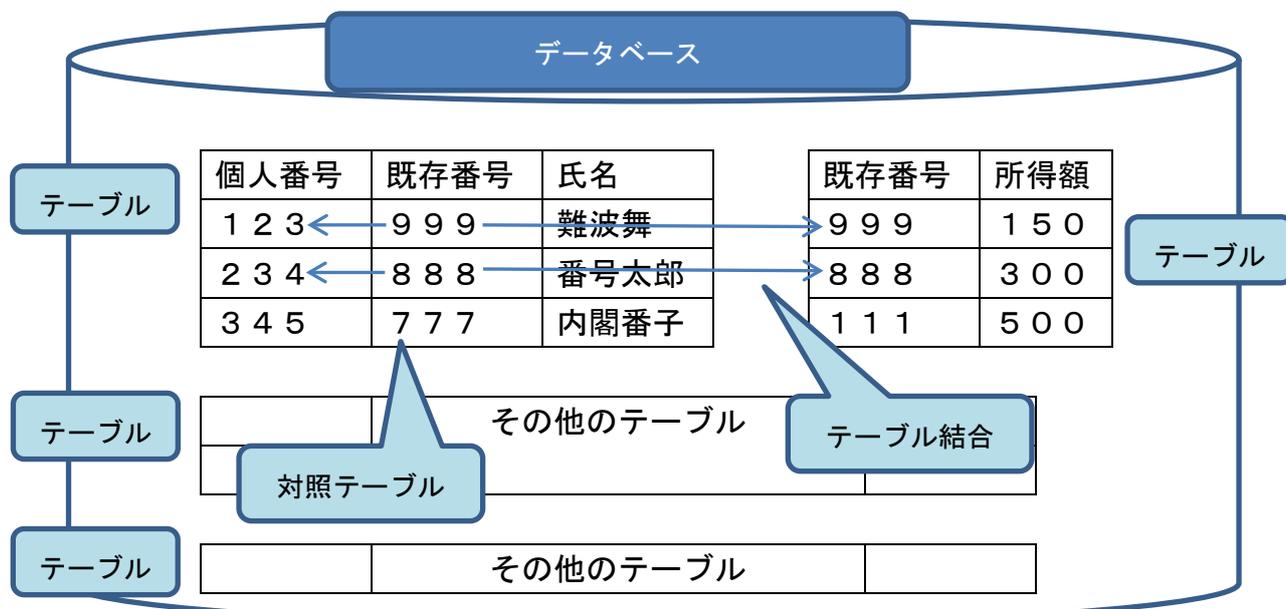
<sup>13</sup> 行政機関個人情報保護法第2条第4項第2号若しくは独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項第2号に規定する個人情報ファイル又は個人情報保護法第2条第2項第2号に規定する個人情報データベース等を指す。

- ただし、後記4の通り、②手作業処理用ファイルは情報保護評価の義務付け対象外であり、また①電子計算機用ファイルであっても、特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システムの対象人数が1,000人未満の場合は情報保護評価の義務付け対象外である。なぜなら、データ連結・データ流通・データ転用の容易性や処理量・処理速度の点から、義務付け対象の業務・システムと比べ、プライバシー等に与える影響度が低いと考えられるためである。

したがって、Excel ファイルは、特定個人情報ファイルに該当し得るものの、情報保護評価の義務付け対象外となる場合が多いと考えられる。

## (2) 個人番号を「その内容に含む」の考え方

- 番号法は、個人番号による名寄せ・マッチングの危険性に鑑み、各種保護措置を講じているものである。この点は、特定個人情報ファイルの定義においても同様であり、個人番号で名寄せできる範囲であって、検索性を有する体系的構成物が特定個人情報ファイルとなる。
- 電子ファイルの場合は、異なるテーブル（表）<sup>14</sup>に個人番号が記録されていたとしても、テーブル結合によって個人番号にたどり着くことができる<sup>15</sup>し、異なるデータベースに個人番号が記録されていたとしても、個人番号にたどり着くことができる。



<sup>14</sup> 「テーブル」（表）とはデータベースを構成する要素であり、データベースは複数のテーブル（表）から構成されるのが一般的である。

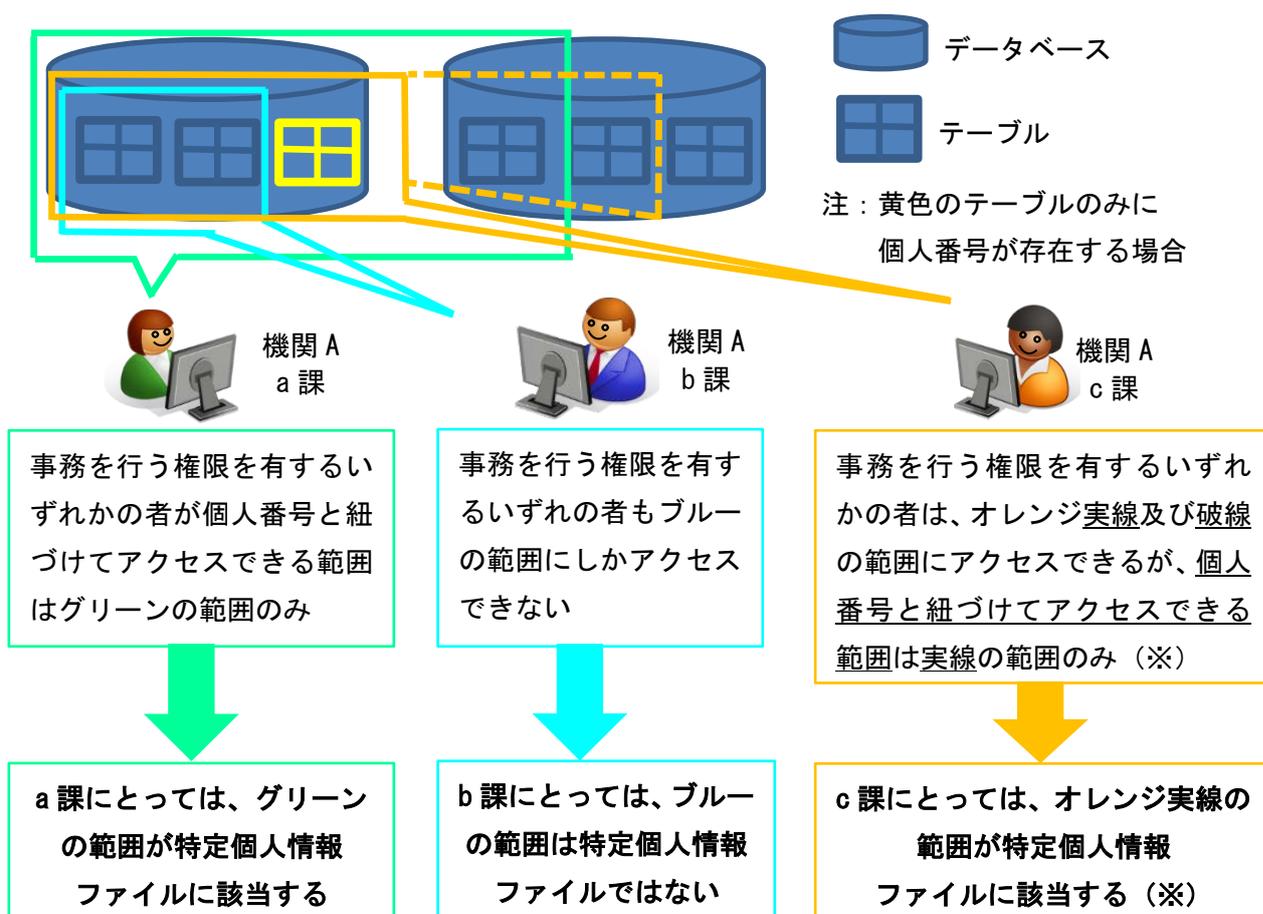
<sup>15</sup> テーブル結合によって、異なるテーブルに格納されているデータを組み合わせることができる。

○ したがって、個人番号にアクセスすることができる者が、個人番号と紐づけてアクセスすることのできる情報が、特定個人情報ファイルとなる。

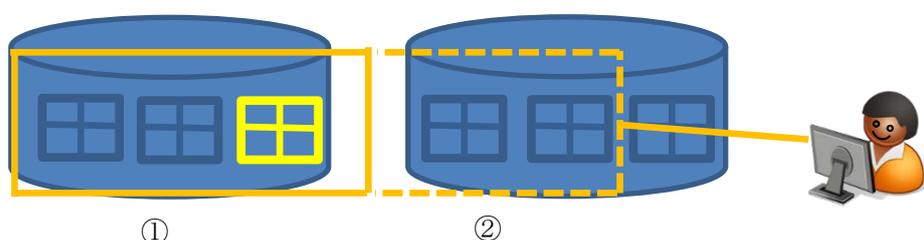
平たく言えば、事務を行う権限を有するいずれの者も 個人番号と共に見ることができない情報 は、原則、特定個人情報ファイルには該当しない。

○ ただし、事務を行う権限を有するいずれの者も見ることができない情報についても、システムの 内部処理で連携 していれば、特定個人情報ファイルに該当する（例えば、基礎年金番号などの既存番号を国民から聞き取り、システム上では画面や帳票などに既存番号を入出力するものの、当該システム内部では既存番号から個人番号を検索し、個人番号を利用している場合など）。

○ 以下、具体例を図示する。



- 特定個人情報ファイルの保有者は各課ではなく機関であるため、結局、上記の例では、グリーンの範囲に含まれるテーブルが、機関 A にとって、個人番号を「その内容に含む」ものであり、機関 A が保有する特定個人情報ファイルに該当する（ただし、特定個人情報ファイルの分割単位については、後記（4）参照）。
- c 課における特定個人情報ファイルの範囲（アクセス制御）の詳細については、以下の図を参照。



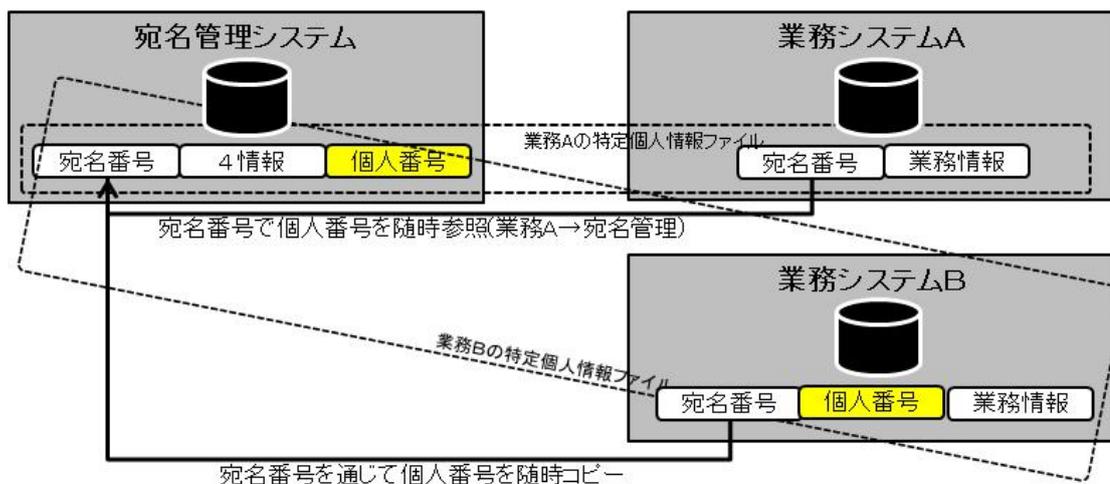
- ・個人番号と紐づく範囲はできる限り限定することが望ましい。
- ・業務上、c 課がオレンジ破線の範囲にもアクセスする必要があるとしても、個人番号と紐づける範囲を限定し、アクセス制御により、
  - ①個人番号と紐づく範囲をオレンジ実線の範囲
  - ②個人番号と紐づけずにアクセスする範囲をオレンジ破線の範囲
 とした場合、②は特定個人情報にも特定個人情報ファイルにも原則として該当しない。ただし、特定個人情報ファイルの保有者は各課ではなく機関であるため、機関内の他の部課が、②も個人番号と紐づけていた場合は、②も特定個人情報ファイルに該当する。

### （3）既存番号と個人番号の対照テーブルを保有する場合における特定個人情報ファイル

- 各機関では、番号法に対応するために、個人番号利用事務等のためのシステムに個人番号を格納することが考えられる。その際、既存システムで既にキーとして用いられている既存番号はそのままとし、既存番号と個人番号の対照テーブルを保有することで、番号法対応を行う例も考えられる。
- 個人番号にアクセスすることができる者が、個人番号と紐づけてアクセスすることのできる情報は、特定個人情報ファイルに該当することとなる。したがって、対照テーブル以外のテーブルであっても、職員等が個人番号と紐づけてアクセスすることができる範囲は、特定個人情報ファイルに該当することとなる。

- 例えば、以下の図に示されるとおり、地方公共団体における宛名管理システムのように、既存番号（ここでは宛名番号）と個人番号の対象テーブルを保有する場合、業務システムAのように、随時個人番号を参照できる場合は、当該システム上で直接個人番号を保有していなくても、特定個人情報ファイルに該当する。

既存番号と個人番号の対照テーブル



- このような場合、事務を遂行するに当たり、職員等は対照テーブルのみを利用しているものではなく、個人番号と紐付く範囲の情報を利用しているものである。対照テーブルのみを情報保護評価の対象としては、特定個人情報ファイルを何のためにどのように取り扱い、どのように安全対策を講じていくかなどの点を明らかにし、特定個人情報ファイルの取扱いを透明化するという情報保護評価の目的が達成できなくなる。

番号法は個人番号を悪用して不正な名寄せが行われないよう、厳格な保護措置を規定する法律であり、番号法上の特定個人情報ファイルとは、個人番号により名寄せされ、個人番号とともに取り扱われる情報を指すものである。

つまり、業務・システムで個人番号を扱える（参照できる）以上、データベース設計、テーブル設計にかかわらず、情報保護評価の対象となる。

#### (4) 特定個人情報ファイルの単位

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルであり、個人情報ファイルとは、個人情報の集合体である。一つのシステムが保有する情報全てが一つの特定個人情報ファイルとなるとも限ら

ず、一つのシステムでいくつもの特定個人情報ファイルを保有することも当然可能である。

- 特定個人情報ファイルの単位は、各機関の合理的裁量に委ねられているが、特定個人情報ファイルの単位を検討するに当たっては、特定個人情報ファイルの利用目的に基づく必要がある。例えば、ファイルの単位が大きすぎるとファイルの利用目的が抽象的になりすぎ、妥当ではない一方、ファイルの単位が小さすぎると体系的に構成される情報の範囲が不明瞭になるため、これまた妥当ではない。

したがって、合理的な範囲で特定個人情報ファイルを定める必要がある。例えば地方公共団体における税務システムであれば、税目ごとに特定個人情報ファイルを定めたり、業務機能ごとに特定個人情報ファイルを定めたりすることが考えられる。

- なお、特定個人情報ファイルの単位は、データベース設計通りにする必要はない。つまり、テーブルごとに特定個人情報ファイルを分ける必要はなく、複数のテーブルを合わせて一つの特定個人情報ファイルとしたり、複数のテーブルを組み合わせたうちの一部の情報のみを一つの特定個人情報ファイルとしたりすることができる。もちろん、テーブルを一つの特定個人情報ファイルとすることも可能である。

#### **4 情報保護評価の義務付け対象外**

- 情報保護評価は、①事後的な対応にとどまらない、積極的な事前対応を行うこと、②国民のプライバシー等の法的に保護される権利利益保護にどのように取り組んでいるかについて、各機関が自身で宣言し、国民の信頼を獲得することを目的とするものであり、特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システムについては、任意での実施も含めて、情報保護評価を全て実施することも当然可能である。
- ただし、上記の目的に鑑みれば、特定個人情報ファイルであっても、情報保護評価を義務付ける必要がないものがあると考えられる。具体的には、以下の業務・システムが情報保護評価の義務付け対象外となる。

##### ① 手作業処理用ファイルを取り扱う業務・システム

- ・ 手作業処理用ファイルの場合、大量処理・高速処理・結合の容易性・検索の容易性等の点で電子計算機用ファイルと異なると考えられるため、情報保護評価の義務付け対象外とする。

② **対象人数が1,000人未満の業務・システム**

- ・ 特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システムの対象人数が1,000人未満の場合、大量処理・高速処理・結合の容易性・検索の容易性等の点で、義務付け対象の業務・システムと比べ、プライバシー等に与える影響度が低いと考えられるため、情報保護評価の義務付け対象外とする。
- ・ なお、行政機関個人情報保護法においても、対象人数が1,000人未満の個人情報ファイルは、総務大臣への事前通知の義務が適用されていない。

③ **職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生に関する事項を記録した特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システム**

- ・ これらの事項は、使用者としての各機関と、被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であり、またその存在や利用方法も当事者たる職員にはよく知られており、国民の信頼を獲得するという情報保護評価の趣旨が当てはまらなないと考えられる。
- ・ また、これらのファイルには、職員の被扶養者又は遺族の福利厚生等に関する情報も含まれるが、各機関がこれらの者に関する事務を行うことも使用者と被用者との内部的関係に基づくものであり、またその存在等も当事者たる被扶養者又は遺族にも知られていると考えられる。
- ・ これらの特定個人情報ファイルにも番号法のその他の規制は及ぶ上、仮にこれらの特定個人情報ファイルの取扱いについて問題があれば、労使交渉その他各機関と職員との交渉で改善を促す方が効果的かつ妥当であり、国民の意見聴取を行ったり広く公表を行う情報保護評価の形態をとる必要が乏しいと考えられるため、情報保護評価の義務付け対象外とする。<sup>16</sup>

④ **③に準ずる医療保険にかかる事項を記録した特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システム**

---

<sup>16</sup> なお、行政機関個人情報保護法でも、職員若しくは職員であった者又はそれらの者の被扶養者若しくは遺族等に係る個人情報ファイルであって、人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するものについては、個人情報ファイルの事前通知及び個人情報ファイル簿の作成・公表義務の例外とされている（同法第10条第2項第3号及び第10号、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条第1号口並びに同法第11条第2項第1号）。

- ・ 具体的には、単一組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者若しくは被扶養者であった者の医療保険にかかる事項を記録した特定個人情報ファイルがこれに該当する。単一組合には、一事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合のほか、密接な関係を有する二以上の事業所の事業主が共同又は連合して設立した健康保険組合（※）が含まれる。
- ・ 総合組合（※）や、全国健康保険協会（協会けんぽ）、国民健康保険組合、国民健康保険を行う市町村、後期高齢者医療広域連合、日本私立学校振興・共済事業団が保有する医療保険業務にかかる特定個人情報ファイルは、これに該当せず、情報保護評価の実施が義務付けられる。
  - （※）「健康保険組合設立認可基準について」（昭和60年4月30日保発第44号、最終改正平成20年3月6日保発第0306004号）参照
- ・ 健康保険組合と被保険者は、使用者と被用者の関係に立つものではない。しかし、単一組合の場合、健康保険組合自体は使用者である企業自体とは別法人ではあるものの、使用者（事業主）が設立する法人であり、かつ健康保険組合と使用者は1対1で対応しているため、実態として健康保険組合と使用者である企業自体を同視することができる。
- ・ 仮にこれらの特定個人情報ファイルの取扱いについて問題があっても、労使交渉その他企業本体や健康保険組合と職員との交渉で改善を促す方が効果的であり妥当であるため、③に準じた内部関係として考えられるため、情報保護評価の義務付け対象外とする。
- ・ また、⑥に記載する共済組合等が保有する共済組合職員若しくは職員であった者又は被扶養者若しくは被扶養者であった者の共済にかかる事項を記録した特定個人情報ファイルもこれに該当する。

⑤ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない業務・システム

- ・ 前記第3の1の観点から、かかる業務・システムについては、情報保護評価の義務付け対象外とする。

⑥ 公務員又は公務員であった者の共済にかかる事項を記録した特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システム

- ・ 具体的には、国家公務員共済組合連合会、国家公務員共済組合<sup>17</sup>、地方公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合<sup>18</sup>、全国市町村共済組合連合会、存続共済会<sup>19</sup>、存続組合及び指定基金<sup>20</sup>、地方公務員災害補償基金が保有する共済にかかる特定個人情報ファイルがこれに該当する。
- ・ 情報保護評価は、番号制度導入により、国家による個人情報の一元的な管理が行われるのではないかと、国家に限らず国民の情報が不正に取り扱われるのではないかとといった懸念が考えられるところ、これらの懸念に対応するために導入される制度である。
- ・ 一方⑥の特定個人情報ファイルの対象者は公務員又は公務員であった者であり<sup>21</sup>、国民の信頼を獲得するという情報保護評価の趣旨が当てはまらない上、国民の意見聴取を行ったり広く公表を行う情報保護評価の形態をとる必要が乏しいと考えられるため。つまり、情報保護評価を実施するにより広く国民の番号制度に対する懸念を払拭することが、⑥の特定個人情報ファイルには該当しないと考えられるため、情報保護評価の義務付け対象外とする。

#### ⑦ 会計検査院が検査のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システム

- ・ 会計検査院が保有する検査資料の中に、特定個人情報ファイルが含まれる場合も考えられる。しかしかかるファイルは、そもそも例外的な存在であり、特定個人情報が含まれていたとしても、その

<sup>17</sup> 国家公務員共済組合とは、衆議院共済組合、参議院共済組合、内閣共済組合、総務省共済組合、法務省共済組合、外務省共済組合、財務省共済組合、文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合、農林水産省共済組合、経済産業省共済組合、国土交通省共済組合、防衛省共済組合、裁判所共済組合、会計検査院共済組合、刑務共済組合、厚生労働省第二共済組合、林野庁共済組合、日本郵政共済組合、国家公務員共済組合連合会職員共済組合をいう。

<sup>18</sup> 地方公務員共済組合とは、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合、指定都市職員共済組合、東京都職員共済組合、地方職員共済組合、警察共済組合、公立学校共済組合をいう。

<sup>19</sup> 存続共済会とは、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会をいう。

<sup>20</sup> 存続組合及び指定基金とは、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT企業年金基金をいう。

<sup>21</sup> 国家公務員共済組合連合会等上記に記載した共済組合等は、公務員又は公務員であった者の特定個人情報ファイルのみでなく、共済組合職員又は職員であった者の特定個人情報ファイルも保有するが、共済組合職員又は職員であった者の特定個人情報ファイルは前記④に該当するため、結局これらの共済組合等が保有する特定個人情報ファイルは、全体として情報保護評価の義務付け対象外となる。

量・種類は少ないものと想定され、また検査資料の機密性に鑑みれば、その中に含まれる特定個人情報についても不正利用・不正提供等のリスクが小さいものと考えられる。

- ・ さらに検査資料をどのように分析・活用し、検査を実施するかということは、検査の手の内に係る情報であり、内閣から独立した立場で会計検査を実施する会計検査院の性格を踏まえると、このような情報を公表したり、委員会の承認を得なければならないとするのは適当でないため、情報保護評価の義務付け対象外とする。

- なお、情報保護評価の対象外となる特定個人情報ファイルであっても、当然、番号法のその他の規制が及ぶものであり、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

